

(11) 悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の規制基準(昭和48年4月1日 告示第544号の35)

		敷地境界の規制基準(ppm)		排出口の 規制基準項目	排出水の 規制基準項目
		規制基準項目	順応地域		
1	アンモニア		5	1	
2	メチルカドミウム		0.01	0.002	
3	硫化水素		0.2	0.02	
4	硫化メチル		0.2	0.01	
5	二硫化メチル		0.1	0.009	
6	トリメチルアミン		0.07	0.005	
7	アセトアルデヒド		0.5	0.05	
8	プロピオンアルデヒド		0.5	0.05	
9	ホルムアルデヒド		0.08	0.009	
10	イソブチルアルデヒド		0.2	0.02	
11	ホルムアルデヒド		0.05	0.009	
12	イソブチルアルデヒド		0.01	0.003	
13	イソブタノール		20	0.9	
14	酢酸エチル		20	3	
15	メチルイソブチルケトン		6	1	
16	トルエン		60	10	
17	スチレン		2	0.4	
18	キシレン		5	1	
19	プロピオン酸		0.2	0.03	
20	ホルムアル酸		0.006	0.001	
21	ホルムアル吉草酸		0.004	0.0009	
22	イソ吉草酸		0.01	0.001	

注) 順応地域：主として工業の用に供されている地域その他悪臭に対する順応の見られる地域  
 一般地域：順応地域以外の地域